

議案第 39 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 21 年 5 月 19 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 4 号中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ハ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ハ」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ」に改め、同項第 1 5 号中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 6 号ニ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 6 号ニ」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ」に改め、同項中第 7 1 号を第 7 5 号とし、第 2 5 号から第 7 0 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 2 4 号の次に次の 4 号を加える。

- | | | | | |
|------|--|-----------------------------|---|--|
| (25) | 長期優良住宅
の普及の促進に
関する法律（平
成 20 年法律第
87 号）第 5 条
第 1 項から第 3
項までの規定に | 長期優良住宅建
築等計画の認定
申請手数料 | ア | 長期優良住宅の普及の促
進に関する法律第 6 条第 1
項各号に掲げる基準に適合
していることについて、住
宅の品質確保の促進等に関
する法律（平成 11 年法律
第 81 号）第 5 条第 1 項に |
|------|--|-----------------------------|---|--|

よる認定の申請
に対する審査

規定する登録住宅性能評価
機関による審査を受けた住
宅

(ア) 一戸建ての住宅 6,
000円

(イ) 共同住宅等 申請1件
につき13,000円を
当該共同住宅等において
申請をしようとする住戸
の合計数で除して得た額
(その額に100円未満
の端数があるときは、こ
れを切り捨てた額)

イ アに規定する審査を受け
ていない住宅

(ア) 一戸建ての住宅 57,
000円

(イ) 共同住宅等 申請1件
につき127,000円
を当該共同住宅等におい
て申請をしようとする住
戸の合計数で除して得た
額(その額に100円未
満の端数があるときは、
これを切り捨てた額)

(26) 長期優良住宅 長期優良住宅建
の普及の促進に 築等計画の変更
関する法律第8 の認定申請手数
条第1項の規定 料
による認定の申
請に対する審査

前号ア及びイに掲げる住宅の
区分に応じ、それぞれ当該ア
及びイに規定する額に2分の
1を乗じて得た額(その額に
100円未満の端数がある
ときは、これを切り捨てた額)

(27) 長期優良住宅 譲受人を決定し 2, 200円
の普及の促進に た場合における
関する法律第9 長期優良住宅建
条第1項の規定 築等計画の変更
による同法第8 の認定申請手数
条第1項の変更 料
の認定の申請に
対する審査

(28) 長期優良住宅 認定計画実施者 2, 200円
の普及の促進に の地位承継承認
関する法律第1 申請手数料
0条の規定によ
る地位の承継の
承認の申請に対
する審査

第2条第2項中「前項第26号ア」を「前項第30号ア」に改め、同条第3項中「第1項第28号」を「第1項第32号」に改め、同項第4項中「第1項第39号」を「第1項第43号」に改める。

第3条第1項中「前条第1項第39号」を「前条第1項第43号」に改める。

第5条第4項及び第5項中「第2条第1項第26号」を「第2条第1項第30号」に、「第28号」を「第32号」に改め、同条第8項中「第2条第1項第40号から第71号まで」を「第2条第1項第44号から第75号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。ただし、第2条第1項第14号及び第15号の改正規定は、公布の日から施行する。